

近代日本のパターンリズムと福利施設

ENOKI, Kazue / 榎, 一江

(出版者 / Publisher)

法政大学大原社会問題研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

The Journal of Ohara Institute for Social Research / 大原社会問題研究所雑誌

(巻 / Volume)

705

(開始ページ / Start Page)

29

(終了ページ / End Page)

43

(発行年 / Year)

2017-07-01

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00014129>

近代日本のパターナリズムと福利施設

榎 一江

はじめに

- 1 慈恵的施設から福利施設へ
 - 2 福利施設から厚生施設へ
- おわりに

はじめに

本稿は、パターナリズムをめぐるスウェーデンと日本の比較研究に関する本誌掲載石原俊時「書評と紹介：Faderliga företagare i Sverige och Japan」を受け、日本のパターナリズムについて考察を深めることを目的とする⁽¹⁾。

近代日本のパターナリズムは、もっぱら「経営家族主義」として議論され、家族主義という国家のイデオロギーと結びつく日本の経営の後進性を示すものとして理解されてきた⁽²⁾。しかし、スウェーデンで発表された同書は、「企業の発展に協力させるため、様々な福利を提供するなどして従業員を企業に留めおき、企業に対するアイデンティティを強化しようとする経営戦略として企業パターナリズムを捉え」、同時代的な経営課題に対する戦略としてスウェーデンと日本の経験を比較した興味深い試みである⁽³⁾。それによれば、次頁表1に示すように、日本の場合、20世紀初頭の権威主義的パターナリズム（authoritarian paternalism）が、家族主義に基づく教諭的パターナリズム（didactic paternalism）に置き換えられ、それが一層重要な役割を長期的に果たしたとされる。第一次大戦後の「経営家族主義」も第二次大戦後の終身雇用や年功賃金、企業別組合などを特徴とする「日本的経営」も同じく「教諭的パターナリズム」ととらえる点は、戦時期をはさむ戦前

(1) 石原俊時「書評と紹介：Christer Ericsson, Björn Horgby, Shunji Ishihara, *Faderliga företagare i Sverige och Japan*」『大原社会問題研究所雑誌』698号、2016年12月、77-85頁。本稿は、共著者のピョン・ホリビィ、クリステル・エリクソン両氏の来日に合わせて開催された「企業パターナリズムの国際比較」研究会（2016年11月5日、於東京大学）での報告をもとに加筆修正したものである。

(2) 日本の研究史の整理および「経営家族主義」という用語の混乱については、榎一江「近代日本の経営パターナリズム」『大原社会問題研究所雑誌』611・612号、28-42頁を参照せよ。

(3) 前掲石原俊時「書評と紹介：Christer Ericsson, Björn Horgby, Shunji Ishihara, *Faderliga företagare i Sverige och Japan*」77頁。

と戦後の断絶を強く意識してきた日本の歴史研究にはない視点である⁽⁴⁾。さらに重要な指摘は、中間層のパターナリズムが福祉国家を準備したスウェーデンに対し、日本では労働組合が弱く、福祉国家の発展がパターナリズムを無用化していく1960年代以降も企業への従属関係が強化されたという見方である。

表1 パターナリズムの歴史的展開

区分	特徴	スウェーデンの事例	日本の事例
権威主義的 パターナリズム	工業化期に労働者階級の第一世代を対象に、近代的企業として自己を確立していく過程で表出	製鉄業ブルク企業 セバラトール社	三重紡績 横須賀造船所 別子銅山
教論的 パターナリズム	大企業体制が生成・展開していく過程で、組織化が進んだ労働者階級に直面して企業が使用した形態	体系的な福利政策 余暇活動による組織化 (60年代以降顕著に衰退)	鐘紡・郡是 三菱の造船所 三井三池炭鉱 (経営家族主義、日本の経営)
新 パターナリズム	戦後の高度経済成長終焉後、中等教育以上の教育を受けた従業員に対する施策	ボルボ	トヨタ

福祉国家の形成史において、スウェーデンと日本はいずれも西ヨーロッパ諸国から遅れて世界経済に参入し、19世紀後半から工業化に取り組んだ国として特徴づけられる。世界システムにおいて半周辺に位置づけられた両国は、工業化過程において異なるヘゲモニーにより異なる貧困観を形成した。田中拓道によれば、特定の階級がヘゲモニーを独占せず、「中間層を中心とした国民化」が進展したスウェーデンに対し、日本では「大資本家層と官僚層の寡頭体制」が築かれた。そのため、スウェーデンでは貧困を国民の一体性を脅かす問題とする国民主義的貧困観がみられたのに対し、日本では貧困を既存の体制をかく乱する要因と見なし、秩序維持や戦時体制への動員が図られたという。各国はヘゲモニーのあり方に応じて異なる形で「社会問題」を認識し、それへの対応を図ったが、2度の大戦を経て国家介入が本格化し、福祉国家の形成へと至るという⁽⁵⁾。

こうした把握を踏まえ、ここで改めて検討したいのは、パターナリズムと国家との関係である。「中間層を中心とした国民化」が進展したスウェーデンで、対抗的な労働運動と交渉文化により、中間層を中心とするパターナリズムが国家の政策にとってかわられていく道筋に鑑みると、「大資本家層と官僚層の寡頭体制」が築かれた日本では、少なくとも第二次大戦終了まで国家が労働組合の発展を抑圧したことがパターナリズムのあり方に大きく影響したと考えられている。しかしながら、日本において国家の役割はそれにとどまらず、国家がパターナリズムを積極的に助長し、利用した側面に注意を払う必要があるのではないかとと思われる⁽⁶⁾。経営イデオロギーではなく実際に提

(4) 1980年代に入り、日本企業の国際競争力が評価されると、日本的経営の源流を戦前期の経営家族主義に求める議論が出てきたが、実証的な歴史研究の分析を経たものではない。

(5) 田中拓道『福祉政治史——格差に抗するデモクラシー』勁草書房、2017年、35-40頁。

(6) 国家を社会政策の政策主体として措定しているが、戦前の日本では地方公共団体が地方・地域レベルの社会政策形成に大きく寄与しており、国家レベルとともに地方・地域レベルまで視野に入れるべきである点は、玉井金五『共助の稜線——近現代日本社会政策論研究』法律文化社、2012年が強調するとおりである。

供された施策に焦点を当ててみると、パターナリズムに基づく施策が、慈恵的施設、福利施設、厚生施設と名称を変えつつ、国家の政策に結び付けられていた点が浮かび上がってくるからである⁽⁷⁾。

そこで本稿は、国家との関係に注意しながら、パターナリズムに基づく施策が、慈恵的施設、福利施設、厚生施設として展開する過程を追い、「教諭的パターナリズム」の日本的特徴を明らかにする。とりわけ戦前の「経営家族主義」と戦後の「日本的経営」の間にある戦時期に焦点を当て、近代日本のパターナリズムを再考したい。

1 慈恵的施設から福利施設へ

(1) 慈恵的施設

工場経営者が労働者に対して実施した施策は、当初、「慈恵的施設」と呼ばれた。日本初の労働者保護立法である工場法の成立に向けて農商務省商工局が実施した調査の一つに、農商務省商工局編「各工場ニ於ケル職工救済其他慈恵的施設ニ関スル調査概要」がある。1901年に実施されたこの調査では、照会した236工場に対し123工場から回答を得た。その業種内訳は、生糸21、紡績21、その他71となっている。調査項目は、「教育ニ関スルモノ」「衛生ニ関スルモノ」「娯楽ニ関スルモノ」「貯蓄節儉ノ奨励其他各種ノ慈恵的施設ニ関スルモノ」「以上ノ外慈恵的ノ施設アルモノハ其要領」であった⁽⁸⁾。

回答した工場の多くが教育施設や医療施設など独自の施設を有していたが、これらは、表1の「権威主義的パターナリズム」による施策とみてよいであろう。それは、「工業化期に、それ以前からの民衆の伝統的な規範や行動様式を色濃く残している労働者階級の第一世代を前にして、近代的企業として自己を確立していく過程で現れた」という⁽⁹⁾。工業化の初期に企業経営者が労働者の生活に意を払うことは一般にみられた現象であり、その施策が家父長的権威を有する男性経営者によって提供されることもまた一般的であった。また、フランスのパテルナリズムが国家介入への対抗として展開したのと同様に、工場主が労働者保護立法という国家介入を不要と主張する根拠ともなっていた⁽¹⁰⁾。しかしながら、こうした労働者に対する施策は、工場法の成立により最低限の法的義務が課されると、それ以上に経営が主体的に展開する施策としてより重要な意味を持つようになったのである。

(7) 本誌掲載齊藤佳史「フランス企業パテルナリズムの歴史的位罫——1820-1930年代の経済と社会」は、企業パテルナリズムを定義する際、「生産労働と消費生活の両局面を対象としながら、経営者言説と企業福利事業を主要な場として展開する」と規定している。本稿は、このうち企業福利事業に焦点を当てるものといえよう。

(8) 農商務省商工局編『各工場ニ於ケル職工救済其他慈恵的施設ニ関スル調査概要』1903年。

(9) 前掲石原「書評と紹介：Christer Ericsson, Björn Horgby, Shunji Ishihara, *Faderliga företagare i Sverige och Japan*」77頁。

(10) フランスのパテルナリズムについては齊藤佳史『フランスにおける産業と福祉——1815-1914』日本経済評論社、2012年および本誌掲載の特集における齊藤論文を見よ。

(2) 福利増進施設

「福利施設」や「福利増進施設」と呼ばれるようになった施策は、労働者の貢献を引き出す手段としてより積極的に利用されるようになった。製糸企業が集まる長野県では、長野県社会課が、1923年に「製糸工場に於ける福利増進施設」という調査結果をまとめている⁽¹¹⁾。調査対象は職工50人以上を使用する製糸工場で、県下2市13郡の255工場から回答を得た。その職工数は62,140人（男工7,350人、女工54,790人）、うち既婚者は男工2,304人、女工5,594人で、さらに子どものいる女工は2,231人、その子どもの数は3,653人となっていた。また多くの職工が工場に寄宿していたが、その数は男工では既婚者1,419人、未婚者4,851人、女工では既婚者2,778人、未婚者44,074人となっており、圧倒的多数を未婚の女工が占めていたものの、一定の既婚者も寄宿職工となっていた。長野県の調査では、より製糸工場の実態に即して「慰安娯楽に関する施設」「教育及教化に関する施設」「妊産婦保護に関する施設」「児童保護に関する施設」「医療其他に関する施設」「共済的施設」が調査された。その結果は次頁表2に示すとおりである。

福利増進施設のうち主要な位置を占めたのは慰安娯楽事業であり、多くの工場が様々なイベントを用意していたことが分かる。年数回の芝居演劇は最も普及しており、次いで活動写真等や花見も盛んに実施された。しかし、各工場が慰安娯楽事業に熱心に取り組んだのに対し、教育教化に関する事業は等閑に付されている感があると調査者は危惧しており、「云ふ迄もなく労働者教育の問題は之を一國産業の上から観察しても、又労働者福祉増進の立場から見ても最も緊急重要な問題であって将来かゝる方面の施設を完成し教育教化の実を挙ぐるを期するは本県の工場として最も緊要なる問題である」と述べた⁽¹²⁾。「教諭的パターンリズム」の特徴とされる指導精神は、調査者である県社会課によって表明されているといえよう。

一方、妊産婦保護や児童保護に関する施設は、限られた工場で実施されたが、その取り組みは工場ごとに異なっていた。例えば、諏訪郡の \boxtimes 製糸場は、分娩時の産婆を工場負担で雇い、産後の休養手当は1日20銭で30日分支給された。北佐久郡の合名会社第一純水館製糸場では、分娩手当10円が支給され、分娩後3週間は出勤と見なした。また北佐久郡の御牧製糸株式会社は、産前産後の休養を60日間とし、その間1日20銭を支給した。上田市の信全社長峯製糸場は産前産後5週間休養させ、この間の食費、医師、産婆に要する費用を工場で負担した⁽¹³⁾。これらは、工場内での出産に対し、必要な措置をとったものと推察される。また、児童保護に関しては、小県郡依田社工場のみが託児所を設け、生後2カ月から5歳未満の子どもを預かっていたが、「依田社ノ工女、職工及従業員ノ正当ナル結婚ニ因ル子女タルコト」と限定されていた。託児料は3歳未満で1日15銭、3歳以上5歳未満で1日20銭であったから、託児料は乳幼児の食費と見なされていたのであろう⁽¹⁴⁾。

医療施設や共済的施設に関しては工場によって対応が異なっており、業務上の負傷や疾病に対し

(11) 長野県社会課『製糸工場に於ける福利増進施設』1923年。なお、発行年は凡例による。

(12) 前掲長野県社会課『製糸工場に於ける福利増進施設』11頁。

(13) 前掲長野県社会課『製糸工場に於ける福利増進施設』17-18頁。

(14) 前掲長野県社会課『製糸工場に於ける福利増進施設』18-20頁。

表2 長野県下製糸工場における福利増進施設（1921年調査）

施設種別			設置工場数	施設種別		設置工場数	
慰安娯楽に関する施設	茶話会, 懇談会	年数回	68	教育に関する施設	講演講話	普通	126
		毎月	64			宗教	86
	落語, 講談	年数回	87		補習教育	年数回	14
		毎月	21			毎月	9
	浪花節	年数回	33		実業教育	年数回	18
		毎月	1			毎月	3
	芝居演芸等	年数回	178		裁縫	年数回	51
		毎月	11			毎月	15
	活動写真	年数回	176		染色	年数回	4
		毎月	6			毎月	-
	音楽	年数回	25		礼儀及作法	年数回	35
		毎月	7			毎月	7
	娯楽設備	楽器	29		茶ノ湯	年数回	6
		娯楽場	12			毎月	5
		テニスコート	94		生花	年数回	7
		ピンポン	63			毎月	6
	旅行	遊動円木等	5		料理	年数回	4
		入湯	15			毎月	-
		見物見学	13		其他	年数回	16
		花見	128			毎月	2
		蕨狩	6		図書館文庫等		42
		紅葉狩	15		雑誌回覧		67
		登山	15		修養会		23
	其他	其他	32		会誌其他発行	年数回	19
		運動会	30			毎月	5
		園遊会	4		保健	医療及休業中ノ食費等ヲ給スルモノ	7
		盆踊其他	8		妊産婦	分娩手当ヲ給スルモノ	20
					児童保護	遊戯場	3
				哺乳室	4		
				託児所	1		
			医療	特設病院	38		
				病舎病室	63		
				常備薬	89		
				薬価補助	26		
				工場医	73		
				看護婦又ハ看護人	31		
			共済的施設		21		

出所) 長野県社会課

『製糸工場に於ける福利増進施設』1923年。

て扶助規則を設けていた工場もあった⁽¹⁵⁾。特筆すべきは、平野製糸共同病院の設立である。平野製糸共同病院は、諏訪郡平野村の製糸工場 125 工場の共同経営で 1910 年に設置された。当初、個人医師に委託して経営していたが、1913 年に製糸工場同盟会の直営とし、1918 年には本館を建設して設備を整えた。この間、6 万円を要したという経費は、釜数に応じて工場主が負担した。3,000 坪の敷地（借地）に 700 坪の建物で、院長の他、医師 5 名、薬剤師 1 名、事務員以下 25 名を擁するこの病院は、工場関係者の他村民一般を受け入れた。薬価、手術料、診察料等は郡医師会の規定によるが、女工に対する手術料、診察料は工場主負担とし、薬価のみ 2 割減額して患者から徴収することになっていた⁽¹⁶⁾。『平野村誌』によれば、平野製糸共同病院は、1924 年に病院理事者と村長との契約によって、村内伝染病者の委託加療を行うことになり、名称を岡谷病院と改めている。医局も充実させ、内科、外科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、産婦人科、レントゲン科、細菌検査部等を有していた。経営組織は加入製糸家から釜数割で経費の不足分を徴収したが、1930 年末における加入者は 78 人で、村内製糸業者のほとんど全部を網羅していたという⁽¹⁷⁾。

(3) 福利施設と地域社会

この時期、製糸工場が医療施設を整備したことはよく知られているが、従来、「このような医療施設は「福利施設」というよりも、むしろ不足していた労働力を維持する目的で、劣悪な労働環境が生み出した数多くの病人を収容するための施設であったといってよい」という評価がなされてきた⁽¹⁸⁾。工場が多くの病人を生み出し、そのために新しい医療施設を必要とした点は明記されるべきであろうが、その医療施設が地域の最先端を誇るものとして設立され、企業が地域医療の中核となる病院を設ける例が少なくなかったという事実も確認しておく必要があるだろう。

例えば、1923 年に大原孫三郎が岡山県倉敷市で設立した倉紡中央病院は、職工のみならず地域住民を受け入れた。1927 年に倉敷中央病院と改称し、1934 年に財団法人化して倉敷紡績から切り離したが、現在も地域の中核医療センターとしての役割を担っている。この病院の設立について大原孫三郎は、「わが社職工を人として、平等の人格を認めて待遇していることを示す一事実と致しまして、ここに開放された病院において、一般人と同じく平等な取扱いをなすことは、可成り意義のあることと信じます。また先年当地方に感冒が流行した際、庶民階級の人々に対しては医療の方面に甚だ不行届であったことを目撃し、人道上捨て置きがたい大事であると痛感し、一日も早く庶民階級を中心とした病院を設立せねばならぬと考へた次第であります」と述べ、地域社会に開放する意義を説明したという⁽¹⁹⁾。

(15) なお、企業が設けた福利施設のうち共済組合を中心とする生活扶助制度の整備は兵藤釗『日本における労資関係の展開』東京大学出版会、1971 年の重要な論点であり、健康保険法との関係は社会政策のあり方を考察する上でも重要である。しかし、その具体的な法制化の過程については、国際比較を含む多くの議論があるため、本稿ではその他の施策に焦点を当て、直接労働者の生活を支える現物支給のあり方に注目する。

(16) 前掲長野県社会課『製糸工場に於ける福利増進施設』21-23 頁。

(17) 長野県諏訪郡平野村役場『平野村誌』1932 年、431 頁。この岡谷病院（私立）は、1937 年に市立岡谷病院となり、日大付属病院を経て 1947 年「市立岡谷病院」として再発足し、2015 年に「岡谷市民病院」となっている。

(18) 中村政則／コラード・モルテニ「製糸技術の発展と女子労働」『技術革新と女子労働』国際連合大学、1985 年、66 頁。

(19) 大津寄勝典『大原孫三郎の経営展開と社会貢献』日本図書センター、2004 年、333-338 頁。

このように企業による施策が地域の医療を支えた例は数多くあるが、従来注目されたのは大企業による代表的な施策であった。それが、第一次大戦後の労働者の運動が掲げた人格承認要求に対応するものであったことも経営イデオロギーの分析では重要な論点となるだろう。これに対し、本稿が注目するのは、中小工場主の地域的な結集がみられ、共同で提供される福利施設が、そこで働く労働者のみならず、地域社会に開かれていた点である。齊藤佳史は、フランスのパテルナリズムを定義する中で、パテルナリズムが「生産労働と消費生活の両局面を対象としながら、市場経済原理の枠外にある社会的便宜の供与を重視する点で、「非市場的調整」の領域に属している」点に注意を喚起している⁽²⁰⁾。また、パテルナリズムの展開を地域社会との相互関係に於いて把握する必要を説く。「産業界主導のパテルナリズムは、地域社会の人的関係や経済規範によって制御される一方で、生産労働と消費生活を通じた地域社会の再編に関与している」からである⁽²¹⁾。こうした観点は、「経営家族主義」を中心とする日本の研究には希薄であったと言わざるを得ないだろう。

長野県の製糸工場で1920年代初頭に確認された福利増進施設の多くは工場内の施設であったが、外部との接点を絶っていたわけではなかった。慰安娯楽で最も多い芝居や演芸は、地域の劇場に出かけるものが大部分であったし、花見をはじめとする遠足や旅行では工場の外に繰り出し、工場が旅費の多くを負担して東京旅行や伊勢へ参拝するなどの例もあった。寄宿職工でさえも労働者の生活が工場内で完結しているわけではないという当たり前の事実を光を当てると、福利施設と地域社会との関係という新たな視野が開かれてくる。そこで、地域社会に視点を移すと、工場法施行期に各地で中小工場主の地域的結集が見られた点が注目されるのである。

(4) 地方工場主と産業福利協会

1911年の工場法成立後、法施行の円滑化を図るため、各地で工場懇話会と総称される組織が結成された。例えば、愛媛県では県警察部の主導で工場法適用工場主を組織した愛媛県工場研究会が1923年に結成され、「工業主及労務者の福利増進並協調を企図し以て産業の健全なる発達を期する」（会則第1条）ことを目的に、様々な活動を展開した⁽²²⁾。労働者の福利増進ではなく、「工場主及労務者」双方の福利増進と協調を企図していた点が特徴である。西成田豊は、工場懇話会について、工場法に協力する経営者団体としての側面と同時に第一次大戦後の労資関係の動揺と経営危機に対する、国家権力に指導された中小工業資本家の地域的結集体としての性格を強調している⁽²³⁾。実際、愛媛県工場研究会は、工場主が主体となっていた愛媛工場研究会連合会（1919年結成）を改組して、1923年に設立された。それは、総裁を県知事、会長を県警察部長が務め、各警察署に支部を設け、警察署長が支部長を務める官設組織として再組織され、「国家権力の指導」の徹底が図られたのである。一般に、工場懇話会の結成時期は1919年と1922、23年の時期に集中していた⁽²⁴⁾。1919年は、好況に際して工場法適用工場の増加が見られた時期であり、後者は、1922年に内務省

(20) 前掲齊藤佳史『フランスにおける産業と福祉——1815-1914』52頁。

(21) 前掲齊藤佳史『フランスにおける産業と福祉——1815-1914』53頁。

(22) 詳しくは、成田一江「工場法施行と愛媛県工場研究会」『九州史学』130号、2002年2月、25-51頁を参照せよ。

(23) 西成田豊『近代日本労資関係史の研究』東京大学出版会、1991年、257頁。

(24) 協調会『本邦鉦工業懇話会概要』1925年、44頁。

外局として社会局が創設され、1923年に工場法の大幅な改正が行われるなど、統一的な労働行政が展開されようとしていた時期であった。

こうして地域ごとに結成された団体を会員として1925年に内務省社会局内に設置されたのが産業福利協会である。官制安全運動の出発点に産業福利協会を位置づける堀口良一は、これを「工場法の施行および労働問題に対処する形で、地方的な工場主団体の相互連携連絡の機関として設立された中央機関」と特徴づけている⁽²⁵⁾。設立時に理事を務めた河原田稼吉は、社会局において労働行政を担当する第一部の部長であり、河原田が引き入れて社会局嘱託となった蒲生俊文が実際の運動を推進した。労資協調を願う河原田と安全運動を指導してきた蒲生の一貫する理念は、工場労働者の「福利増進」を図るというものであり、産業福利運動は労資協調と労働安全を同時に追求することによって、工場を苦役の場から福祉の場に、労働者を体制内に統合するという目的を持っていたという⁽²⁶⁾。

発足後まもなく、産業福利協会は1927年に会則を変更し、団体だけでなく、広く個人の会員も認めることになった。会則第1条は、「本会ハ工業災害ノ予防、労働衛生ノ改善及被用者ノ福利ノ増進ヲ図リ且労働法規ノ円満ナル施行ヲ助クルヲ以テ目的トス」と定め、第3条で「維持会員」（工場懇話会などの団体、会費は一口年額50円）、「通常会員」（会社、工場、鉱山または個人、会費は年額10円）、「賛助会員」（一時金500円以上の寄付をしたもの）の規定を設け、民間の協力を仰いだ。さらに、1929年には財団法人となり、労働安全衛生を推進する安全運動を展開したのである⁽²⁷⁾。

産業福利協会の事業は、月刊誌『産業福利』の発行や災害予防及び衛生に関するポスターその他各種パンフレット類の配布・販売、講習会、講演会、展覧会等の開催などがあった。注目されるのは、1926年から「災害予防・労働衛生」ポスターの懸賞募集を行ったことである。一般の労働者・職員が応募して作成されたポスターは、リアルな労働現場の声を伝えている⁽²⁸⁾。このように啓蒙活動の幅は広がっていったものの、経費不足に陥った産業福利協会は1936年に解散して協調会産業福利部となり産業福利運動を推進したが、1941年に大日本産業報国会へ合流して廃止された。

一方、工場懇話会の全国組織であった全国工業講話会連合会は、1931年に組織を改め、日本工業協会を設立した。大阪府工業懇話会内で事務を開始した日本工業協会の目的は「本邦工業ノ進歩発展ヲ期スルコト」にあり、その事業は「人事管理、作業管理、事務管理等、生産管理ニ関スル実行的改善策ノ調査立案、並ニソノ実施普及ヲ計ルコト」となっていた。これは臨時産業合理化局生産管理委員会の立案によるものであり、工場懇話会は、産業合理化運動の普及機関として道府県単位で設置された経営者団体と位置づけられた⁽²⁹⁾。ここでは労働者に関する問題は、福利増進ではなく人事管理問題として追求されることになり、活動内容を変えていった工場懇話会は、1941年に中

(25) 堀口良一『安全第一の誕生——安全運動の社会史』不二出版、2011年、126頁。

(26) 前掲堀口良一『安全第一の誕生——安全運動の社会史』124-145頁。

(27) 梅田俊英「産業福利協会から協調会産業福利部へ」法政大学大原社会問題研究所編『協調会の研究』柏書房、2004年、227-239頁。

(28) 産業福利のポスターは法政大学大原社会問題研究所編／梅田俊英著『ポスターの社会史——大原社研コレクション』ひつじ書房、2001年、56-61頁で紹介されている。

(29) 前掲成田一江「工場法施行と愛媛県工場研究会」44頁。

央で大日本産業報国会が創立され、各地で産業報国会が設置されると、そこに吸収合併された。この間、国家の政策における福利施設の位置づけは、労資協調を目的とするものから能率増進を目的とするものへと、その力点を移していったのである。

2 福利施設から厚生施設へ

(1) 福利施設の法制化

産業福利協会や協定会産業福利部の積極的な活動にもかかわらず、一般に、福利施設の内実は企業ごと、事業所ごとに異なっており、産業界以外の関心は高くなかった。それが社会的に注目されるきっかけとなったのは、1937年の「支那事変」の勃発とその応召者に対する手当給与の問題であったという⁽³⁰⁾。新しく導入された「応召手当」が、大企業の労働者には手厚く保障されていたのに対し、中小工場に働き、あるいは自営で働いている人たちにはないということが、問題化したのである⁽³¹⁾。この時期、多くの人々が農業等に従事していたことを想起されたい。

福利施設への関心が高まると、それは単に事業主と労働者との関係のみならず、銃後の国民生活の充実にかかわる問題となった。応召手当の問題と同様に、工場鉱山の福利施設が注目された例としては、米穀配給機構の問題が指摘される。当初食糧難は心配されていなかったものの、朝鮮米の不作をきっかけに食糧難が現実のものとなると、一般の国民と工場労働者の間にあるコメの配給システムの違いが不公平感を生み、政府が対応せざるを得ない事態が生じ、工場配給を中止し、地域別に一元的に配給する方法が実施されることになったのである⁽³²⁾。

このように物資が限られた状況で、企業が提供する過度な施設は問題視されることになった。法的に福利施設が規定されたのは、1940年の「経理統制令」が最初であったという。会社経理統制令第29条は「閣令ヲ以テ定ムル福利施設費」、「前号ニ掲グル福利施設費以外ノ福利施設費其ノ他之ト同様ノ性質ヲ有スル支出」について、毎事業年度の予定額を主務大臣に報告しなければならず、予定額を超える場合は、前者は遅滞なく報告し、後者は許可を受ける必要があると規定した。会社経理統制令施行規則第31条は、「福利施設費」を「法令ニ定アル施設」に関する支出と「保健衛生施設」に関する支出に分け、その範囲は内閣総理大臣が定めるとした。「法令ニ定アル施設」は健康保険法等の保険料負担、退職積立金等の積立、団体郵便年金料金の補助、青年学校であり、「保健衛生施設」は運動場、病院その他の診療所、炊事場、浴場、寄宿舎、保育所が列挙され、「其ノ規模又ハ経費各左ノ限度ヲ超エザルモノニ限ル」と規定された。例えば、保育所の場合、収容する乳幼児数に応じた経費が定められ、それを超えることはできなくなったのである。法制化された福利施設は、経費を制限するためとはいえ、一定の規模や費用が示されることで福利施設の標準化をもたらすものといえよう。それは、1920年代の長野県の事例で確認されたような慰安娯楽施設

(30) 大塚好『産業福利施設』東洋書館発行、1941年、5-6頁。ここで、川崎重工福利課長の大塚好は、「銃後の護りを国民の連帯責任的協力に依つて完からしめる制度」として「社会基金制度」の設立を提唱している。

(31) 労働者の生活に対する施策は、すでに、工場法の扶助規則以外に、労働者災害扶助法（1931年）、労働者災害扶助責任保険法（1931年）、健康保険法（1922年）、退職積立金及退職手当法（1936年）が整備され、労働者年金保険法（1941年、1944年に厚生年金保険法）も加わる。

(32) 前掲大塚好『産業福利施設』44-52頁。

を中心とするものではなく、労働者の健康や生活に直接かかわる現物給付としての「保健衛生施設」が中心となっていた。

こうした法制化以前に、福利施設の設置に至る前提に国家の強制を見出した論者もいる。1938年に『工場内福利施設に関する研究』を発表した大塚一郎は、雇主が自己の責任において一定の施設を設置する際に作用する前提的動因が、「国家から加えられる権力的強制であるか、或は彼自身の自由なる判断であるかといふことは当該施設が工場内福利施設であるか否かにとり何等相関するところなきものである」と主張する⁽³³⁾。それは、工場法規や退職積立金及退職手当法（1936年）などその他諸法規によって労資関係に国家の統制が加わり、「最早国家の強権は工企業内の労資間生活関係上の諸要素の形式上最も重大な一般的動因たる意義を持つやうになって来てゐる」からである。一方、民間雇主の自発的決意に基づいて設置される施設もそれがある程度以上に一般的に普及すると、そこに国家強権が発動してそれを一つの強制的形態のものに制度化するに至る傾向が顕著に見られることにも注意を喚起している⁽³⁴⁾。それゆえ、国家の強制か雇主の自発的決意に基づくものは区別する意味がないという。

そもそも、日本では階級間の対抗関係を強化して弱小階級の抗争力を培養しなければならないとする考え方が強く、「工場内福利施設は所謂族長主義 (Patriachalism) 乃至家父主義 (Paternalism) 的動機に立脚して設置運用されそれが労働者の自由独立化の促進を妨げて社会進歩の障碍を成す契機であると見られ、其の結果それはかゝる立場の人々からも恰も不快、憎悪の対象の凝結物であるかのやうに受取られ、常に感情的に迄も白眼視されてきた」という⁽³⁵⁾。しかしながら、国家の強権を前提として遂行される組織的手段としての福利施設は、雇用生活関係において極めて重要な位置を占めるに至ったから、大いに研究されなければならないというのである。

(2) 戦時下の厚生施設

1938年に厚生省が設立されると、「人的資源」の確保を目的に福利施設へのより直接的な指導が開始された点は特筆すべきであろう⁽³⁶⁾。重要事業場労務管理令（1942年2月）は、第15条で「厚生大臣必要ありと認むるときは事業主の為す従業者の教養、訓練、体育其の他従業者の厚生施設に関する命令を発することを得」と定めた。ここでは、まず、経営者の労働者に対する施策が「福利施設」から「厚生施設」へと名称を変えた点に注目しよう。医学博士の三好豊太郎は、厚生施設と福利施設の違いを「国家性」の強さに求め、前者は国家性全体性が強く、後者は個別経営性と私経

(33) 大塚一郎『工場内福利施設に関する研究』弘文堂書房、1938年、9頁。なお、「工場内福利施設」については、「工業的企業に於ける雇主と其の従業賃銀労働者との間に成立するところの雇用生活関係の内容を形成する諸要素中で賃銀給付の規定、労働日の長さの規定、解雇条件の規定等三つの基本的なるもの以外に属し、雇主側の責任に於て設置せられて、少くともそれ自体直接関係的には、従業労働者本人乃至時としては其の家族的係累の生活福利に対して何等かの積極的貢献を致し得べきやうな性能を持てる組織的手段」と定義している（同書7頁）。

(34) 前掲大塚一郎『工場内福利施設に関する研究』11頁。ここで参照されているのは、大河内一男「社会政策と産業福利」『経済学論集』6巻7号の論文で、具体的には退職手当の法制化を議論している。

(35) 前掲大塚一郎『工場内福利施設に関する研究』3頁。

(36) 厚生省の設立および戦時労働政策については、高岡裕之『総力戦体制と「福祉国家」——戦時期日本の「社会改革」構想』岩波書店、2011年を参照せよ。

済性が強いと説明する。また、前者は経営者の指導性が濃厚だが、後者は資本の恩恵的性格が強い。「全体主義社会にあつては一貫して経営指導者の指導義務が強化されるのであつて、単なる命令と服従との関係ではなく、信頼と忠実との関係に帰さるのであるから、真の信頼と忠実との事業主と労務者間の結合ができるためには指導が有力となり、指導によって強化されねばならない」と説く。さらに、前者は義務制及び強制性が強く、後者は任意性、自由性が強いという。厚生施設は法令でその義務を規定しているものが多いためである⁽³⁷⁾。

重要事業場労務管理令施行規則によると、事業主は、各種の教育、青年学校、給食、応急診療方法を定めて認可を受ける必要があつた。また、「厚生大臣ハ常時二百人以上ノ女子従業者ヲ使用スル重要事業場ニ付必要アリト認ムルトキハ事業主ニ対シ乳幼児保育ノ施設ヲ為スコトヲ命ズルコトヲ得」（第17条）と規定された。これらの施設は、一定の規制の下で運営されることが義務付けられたのである⁽³⁸⁾。三好は、産業厚生施設として12施設（寄宿舎、住宅、購買所、食事施設、青年学校、職員養成所、錬成所、診療所、浴場、保育所、運動施設、集会所）を検討し、これらを単独で実施するには資本金5,000万円以上、従業員2,000人以上程度の規模が必要であり、それ以下の企業ではすべてを実施することはできないと分析している。それゆえ、経営体を援助してその任務を遂行する機関が必要となり、国家による強力な推進とともに府県、市町村、住宅営団、医療営団、その他の施設の協力が必要となってくるという⁽³⁹⁾。「厚生施設は原則として経営者がこれを実施し、これを遂行することを本体とすること、恰も家長に家族扶養の義務があるがごときであるが、経営が資力乏しい場合にあつては国家が之を実施し、確保し、之が監督を強化し、その損失を補填すべきである」から、「厚生施設は労務者との協力によってなされるべき性格のものではなく、あくまで経営体自身が国家の援助の下に、その助成機関と協力して行ふべきもの」なのである⁽⁴⁰⁾。もっとも、こうした性格を帯びた戦時期の厚生施設は、独自に施設を設置できる規模を持つ大企業に、多くの支出を要請することになった。

(3) 「事業主ノ行フベキ福利厚生施設ノ範囲ニ関スル意見」

日本経済連盟会は、時局対策調査委員会産業能率増進委員会第二部会で「事業主ノ行フベキ福利厚生施設ノ範囲ニ関スル意見」（1943年3月）を取りまとめた⁽⁴¹⁾。1922年に組織された日本経済連盟会は、全国商業会議所連合会の国際商業会議所への加盟問題を直接的契機として、日本銀行総裁

(37) 三好豊太郎『産業厚生施設（医学博士暉峻義等監輯産業医学叢書6）』日本医書出版株式会社、1944年、1-2頁。なお、三好は労働科学研究所が発効する小冊子（『職場の実践』）においても「産業厚生施設の拡充と実施主体」を執筆しているので、労働科学研究所に所属していたものと思われる（労働科学研究所『職場の実践』34、1944年3月）。

(38) もっとも、青年学校や技能者養成所についてはすでに法制化されており、運営にかかわる詳細が規定されていた。

(39) 住弘久『公企業の成立と展開——戦時期・戦後復興期の営団・公団・公社』岩波書店、2009年、行政学の立場からこの時期の営団を分析している。

(40) 前掲三好豊太郎『産業厚生施設（医学博士暉峻義等監輯産業医学叢書6）』271-272頁。実際に福利施設の運営に労働者が参加する場合がなかったわけではない。

(41) 日本経済連盟会『事業主ノ行フベキ福利厚生施設ノ範囲ニ関スル意見』1943年〔法政大学大原社会問題研究所蔵桜林資料〕。

井上準之助や三井合名理事長団琢磨らによって組織された資本家団体である。大日本紡績連合会や日本工業倶楽部などの団体会員のほか、四大財閥をはじめ大企業が法人会員として加盟し、昭和初期の経済政策にかかわる意思決定機関としての位置を占めるようになっていた⁽⁴²⁾。先の田中拓道の整理によれば、「大資本家層」を代表するものといえよう。

「意見」によれば、「近時諸種ノ事情ヨリ工場事業場ハ大都市ヲ離レテ分散スル必要ニ迫ラレ、此等地方ニ於ケル福利厚生施設ハ莫大ナル経費ヲ要シ、其ノ中ニハ企業自身ガ施設スルニ適セザルモノ、或ハ企業自身ガ各個ニ施設スルヨリモ政府、自治団体又ハ営団等ニ於テ公共的ニ施設スルヲ遙ニ経済的ニシテ且ツ妥当ト認メラルルモノ尠カラズ。然ルニ現在ニ於テハ何等スカル区別ナク一切之ヲ企業自身ノ責任ト負担トニ於テ施設スルノ止ムヲ得ザル実情ニ在リ」と現状をとらえている。これは、総合的国土計画の観点から適当ではないし、企業にとっても工場新設に莫大な費用が必要となっているため、「産業能率増進上必要ト認メラルル諸施設ニ付」、企業自身が施設するもの、政府、自治体又は営団等が名実ともに施設するものを区分し、「其ノ区分ニヨリ夫々ニ施設スル方針ヲ決定セラレンコトヲ希望スルモノナリ」と説明し、「福利厚生施設ノ施設者別分類案」を示している。その内容は、表3に示すとおりである。これは、付属資料として添付された「福利厚生施設ノ経費ニ関スル各社ヨリノ報告要旨」（1942年9月現在）にまとめられた事業経営者の声を反映した意見であった。ただし、この調査は、「会社経理ノ合理化ノ立場ヨリ」実施されたものであることに留意しなければならない。

まず、福利厚生施設として交通機関、道路、水道、国民学校、警察署、郵便局、消防施設等が並んでいる点に着目しよう。これらは、政府・地方自治体が整備すべき施設として列挙されているが、調査によれば、企業は工場新設に際して、これらに多くを支出していた。交通機関については、通勤用交通機関（鉄道、バス、電車等）に関する出費を調査しており、「専用鉄道敷設中」（A重工業）や「市営バス線延長方申請中ニテ橋梁補修等ノタメ出費ノ要アリ」（H電機会社）といった状況が報告されている。また、警察署、国民学校、消防署等に対する出費については、「教育施

表3 福利厚生施設の施設者別分類案

施設者		施設
政府・地方自治体		交通機関、道路、水道、国民学校、警察署（派出所、駐在所）、郵便局、消防施設等
事業経営者	（法令）	診療所、炊事場、食堂、寄宿舎、浴場、青年学校、技能者養成施設
	（任意）	病院・診療所、物品配給所、保育所、集会所、図書室、体育訓練施設（武道場等）、講習会その他教養施設（旅行会、映画会、観劇会、音楽会等）
政府・地方自治体と事業経営者		住宅等

出所）日本経済連盟会「事業主ノ行フべき福利厚生施設ノ範囲ニ関スル意見」1943年〔前掲桜林資料〕。

備考）「此ノ分類ハ必ズシモ『重要事業場労務管理令運用方針』等ニ記載セラレタルモノニ依ラズ、事業経営者ノ立場ニ準拠シテ考慮シタルモノナリ」とあり。

(42) なお、日本経済連盟会は1946年5月に解散し、同年8月、経済団体連合会（経団連）に再組織され、2002年に日経連を吸収して日本経済団体連合会（日本経団連）となった。

設ニ対シ 5,000 円，運動場施設ニ対シ 5,000 円，消防署施設ニ対シ 1,200 円，地方都市職業指導所（二個所ニ対シ夫々）1,500 円，3,000 円（但，予定）」（B 鉄工所），「C 工場ニ付，職業指導所新築費 2,000 円，駐在所新築費 2,500 円，国民学校改築費 50,000 円（予定），警察署増築費 10,000 円（予定），D 工場ニ付，警察署新築費 50,000 円（予定），派出所新築費 5,000 円（予定）」（D A 電機会社），「現在 38 万円寄附セリ，建設続行中ナル故将来モ出費ノ要アラン」（F 製作所），「I 事業場ニ付，国民学校費 3,000 円，J 事業場ニ付キ，請願巡查費 5,700 円，国民学校費 11,000 円」（G 炭鉱），「消防署ニ関シ多額ノ寄付金ヲ要セリ」（K 造船）として，多くの企業がこれらにかかわる出費を計上していた。

こうした現状に対し，「施設ノ性質上公施設トスルヲ妥当ト考ヘラルルモノアルモ，現下ノ事業主トシテハ経営労務対策ノ体系的把握ニ基キ計画的ニ順ヲ得テ率先之ヲ計ルベキナリ」（L 電工）との要望が出される一方，「事業主ノ行フベキ福利施設ハ〔中略〕原則トシテ国家又ハ地方公共団体ガ法令ノ定ムル所ニヨリ施設スル交通，教育，衛生，保安等ニ関スル公共的施設ノ範囲外ニアルモノト思料ス」（S 化学），「工場内施設ニ止メ工場外及一般ト共通ノモノハ国家又ハ地方団体ニテ施設セラレタシ」（C セメント）といった要望が出され，後者の要望が「意見」として採用されたといえよう。「意見」ではさらに，こうした施設については「政府ハ産業設備官団，戦時金融金庫等ヲ活用シテ適宜ノ措置ヲ講ズルコト」と付言されている。

次に，事業経営者が整備すべき施設については，「事業主ノ行フベキ施設ヲ強制ト任意ノ二種ニ分チ，前者ハ国家的見地ヨリ真ニ必要ナルモノヲ選ブベク，且，強制施設ノ建設ニハ必要ニ応ジ政府ニテ低利資金融通ノ途ヲ設クルコト」（J 鉱山）との要望が出され，「法令」と「任意」で区分した案が提示されている。この分類はあくまで「事業経営者ノ立場ニ準拠シテ考慮シタルモノナリ」と説明されているように，先述の重要事業場労務管理令施行規則で定められた保育所の設置が「任意」に分類されている点に注意したい。

実際のところ，保育所の設置を主な福利施設として例示しているのは J 鉱山のみで，「幼稚園，又は託児所ノ建設・維持」が福利施設の範囲に記されている。D B 電気会社では，現在実施中の施設を列挙する中，教化施設，保健施設，経済施設，慰安娯楽施設，軍事施設，災害防止施設，褒賞施設，産業報国会のうち，経済施設に保育所の記載がある。それは，共励会，貯金部，金融部，購買組合，納税組合，共済会，家族手当，公傷病死見舞金及扶助料，弔慰金，人事相談所，宿舍とともに経済施設に分類されており，保育所が労働者の育児に係る費用を節約する施設となっていたことが分かる。こうした施策は厚生大臣の命令によってではなく，事業経営者の任意で行われるべきと考えられたのである。

政府・地方自治体と事業経営者がともに整備すべき施設としては，住宅が挙がっている。新設工場で建設する住宅には，「職員住宅」，「労務者住宅」，「職員及ビ労務者寄宿舎」があったが，その費用には「道路，橋梁，上下水道，電燈，瓦斯等ニシテ特ニ住居地用トシテ新設ヲ要シタモノ」が含まれていた。そのため，これらは政府・地方自治体で整備すべき施設として掲げられ，住宅と不可分の施設については事業経営者とともに政府・地方自治体が整備すべきとの意見に集約されたのであろう。

いずれにせよ，企業は生産を遂行するために必要な施策を積極的に行っていた。しかし，工場新

設にあたって要請される交通機関等の整備は、一般にも利用されるものであり、個別企業のみ負担で実施するには無理があった。「会社経理ノ合理化」が進められるなか、その費用負担を政府・地方自治体に求める経営者の主張からは、企業の福利厚生施策が当該企業で働く労働者の福利を増進するという狭義の目的を超えて、地域社会のインフラ整備に及んでいたことを確認できる。それは、福利施設から厚生施設へと名称を変える際に指摘された国家性、義務制を表しており、福利施設が公共的なものととらえられていたことが分かるのである。

おわりに

企業の経営戦略としてパターンリズムをとらえる場合、その施策は経営者の自由意思に基づいていることが前提となっている。したがって、国家の法による施策はパターンリズムによるものとは認められない。しかしながら、近代日本においては、企業に地域社会に暮らす労働者の生活を保障する役割が求められていたように思われる⁽⁴³⁾。国際比較の観点から言えば、国家の政策が労働運動を抑制しただけでなく、パターンリズムを組織化し、私企業の施策を公共化しようとした点に特徴があるといえよう。

本稿は、国家の政策が企業の福利施設にいかに関与してきたかを確認してきた。労働者に対する積極的な施策は経営主体の責任で実施されたが、それはある種の義務として国家の政策による規制を受けていた。企業の労働者に対する施策が慈恵的施設、福利施設、厚生施設へと名称を変えていく過程は、政策主体による関心の変化を如実に示したものと見えよう。

個別企業の施策が慈恵的施設と呼ばれていた時代には、工場主の施策は目の前の労働者に対して独自に展開され、国家介入への抵抗という側面を持っていた。しかし、工場法施行後の福利施設は、法的義務以上の便宜を労働者に図り、労働者の生産への貢献を引き出す施策として、また国家の政策の一環として遂行された。工場主の地域的な結集と、その加盟によって推進された産業福利協会の活動は、大企業だけでなく各地の中小工場にも産業福利運動を浸透させるものであった。労働者の福利増進による労資協調を企図した政策主体の関心は、産業合理化と能率増進へと移り、戦時体制において福利施設は会社経理の合理化という観点から法制化された。それは、経営主体が責任を持って遂行すべきものであったが、十分に遂行できない企業に対しては、むしろ国家がこれを支援して福利施設を整備すべきと考えられたのである。

氏原正治郎は、戦後、日本の産業福利施設の歴史を振り返り、「政府が社会政策を実行する場合に、意識的に福利施設を利用した」点を指摘した⁽⁴⁴⁾。ここでは、公的な政策を、私的な企業を利用して進めた点が問題視されている。近年でも、国家福祉に企業福祉が包み込まれていることを日本の社会政策の特質とする玉井金五の議論がある⁽⁴⁵⁾。しかし本稿は、労働者の生活にかかわる企業の

(43) 2008年度秋季学術大会共通論題「現代化過程における日本の雇用——企業と『公共性』」(政治経済学・経済史学会『歴史と経済』203号、2009年4月、1-44頁)は、企業に同様の役割を見出している。

(44) 氏原正治郎「産業福利施設の社会政策的検討」労働法学研究所『季刊労働法』8号、1953年、141-167頁。

(45) 玉井金五『共助の稜線——近現代日本社会政策論研究』法律文化社、2012年。その典型は健康保険法のあり方である。

福利施設が、公的な位置づけを与えられ、国家の政策によって規制されてきたことを明らかにした。戦後、「社会保障の福利施設化」が問題となるが、福利施設そのものの理解が、私的領域のものとは相当に異なっていた点に留意しなければならないだろう。戦前期日本の福利施設は、私的企業の思惑が貫徹する場ではなく、地域社会に暮らす労働者の生活もまた個別企業による規定性を超えた連関を持っていたのである⁽⁴⁶⁾。このことは、戦後の社会保障を考える上でも重要な示唆を与えているため、若干の展望を示しておこう。

戦後日本の「福利厚生」は、インフレ期の労働者生活を維持するために強化され、まず衣食の確保、ついで住宅が焦点となった。戦争による物的荒廃、敗戦後の労働秩序・生活秩序の混乱にもかかわらず、福利施設は復活を遂げたが、労働者の生活を支える現物支給を旨とする福利施設は、敗戦後の混乱期ほど有効に機能したと考えられる⁽⁴⁷⁾。企業合理化の具体化として福利厚生は縮小・消滅・抹消が議論されながら、それが維持されたのは、一定の民主化を遂げた福利施設がなお合理性・経済性を有していたからであったと思われる。「本来、社会的たるべき政策が、福利施設化すること」は問題とされたものの、国家の政策がそれを支援し、労働者の運動もまたそれを要求した。国家の政策は、企業に労働者の生活を保障する役割を求め続けたのであり、終身雇用という長期雇用の制度化や生活給、家族賃金としての年功賃金の普及を、パターナリズムととらえることもあながち間違いとは言えないだろう。その意味で、「教論的パターナリズム」の時代は継続していたといえよう。

（えのき・かずえ 法政大学大原社会問題研究所教授）

*本研究は [ISPS 科研費 24530407](#) の助成を受けたものです。

(46) 下田平裕身「企業福利施設と労働者生活」隅谷三喜男編『講座労働経済4日本の労使関係』日本評論社、1967年、217-246頁によれば、福利施設の「経営家族主義」的理解は、「戦前」には妥当するが、「戦後」は「労働運動の成立」によって妥当しないとして処理されたため、福利施設そのものの理解については、批判的検討がなされないまま、「資本による経営家族主義イデオロギーの吐露と福利施設の存在自体が日本の労働者が様々な形の福利施設に埋没していること、言いかえると資本による労働者生活の直接的支配が実現されていることを証明するものとされて」いたという。下田平は、労働者生活を持つ地域社会への広がりに着目し、住居施設にせよ、購買施設にせよ、地域社会が十分な機能を果たしえなかったことに促されて企業の福利施設が出勤している点を指摘している。

(47) 東京電力労務部保健課保険課長は、「戦争末期から戦後にかけて生活必需物資が欠乏し、その獲得に従業員が職場を抛って狂奔しだしたのを喰いとめる意味で、物資を経営の手で一括入手し配給を行った」と回想する（井澤幸夫「福利厚生活動の問題点とその方向」『労務研究』6-9、1953年9月、7-11頁）。